

改 正 後	現 行
<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和〇〇年〇〇県条例第〇号。以下「勤務時間条例」という。)第〇条第〇項〔注1〕の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。 )とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間)につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三日間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>〔注1〕職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(平成六年八月五日付け自治能第六十五号。以下「勤務時間条例(案)」という。 ) 第三条第三項に相当する規定</p>	<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</p> <p>一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和〇〇年〇〇県条例第〇号。以下「勤務時間条例」という。)第〇条第〇項〔注1〕の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。 )とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>〔注1〕職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(平成六年八月五日付け自治能第六十五号。以下「勤務時間条例(案)」という。 ) 第三条第三項に相当する規定</p>

